県章

山形県公報

令和４年３月15日（火）
第288号
毎週火・金曜日発行

目　　　次

告　　　示

○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程………（農業経営・所得向上推進課）…203
○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程………（　　　同　　　）…同
○基本測量の実施の通知………………………………………………………………（県土利用政策課）…204
○都市計画事業の変更の認可…………………………………………………………（下水道課）…同
○急傾斜地崩壊危険区域の指定………………………………………………………（砂防・災害対策課）…同
○土砂災害警戒区域の指定……………………………………………………………（　　同　　）…205

教育委員会関係

規　　則

○山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則………………………同

公　　　告

○大規模小売店舗の変更の届出…………………………………………………………（商業・県産品振興課）…206
○同　　　　　　　　　　　　…………………………………………………………（　　同　　）…207
○同　　　　　　　　　　　　…………………………………………………………（　　同　　）…同
○同　　　　　　　　　　　　…………………………………………………………（　　同　　）…209
○大規模小売店舗の廃止の届出…………………………………………………………（　　同　　）…210
○特定調達契約に係る落札者の公告……………………………………………………（中央病院）…同
○同　　　　　　　　　　　　　　……………………………………………………（こころの医療センター）…同

告　　　示

山形県告示第170号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「年0.70％」を「年0.80％」に改める。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後の第２条の規定は、令和４年２月21日から適用する。

２　令和４年２月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第171号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年９月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後の第２条の規定は、令和４年２月21日から適用する。

２　令和４年２月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　基本測量を実施する地域

鶴岡市、西村山郡西川町及び飽海郡遊佐町

２　基本測量を実施する期間

令和４年４月12日から令和５年３月31日まで

３　作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

山形県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　施行者の名称

高畠町

２　都市計画事業の種類及び名称

(1)　種　類　　高畠都市計画下水道事業

(2)　名　称　　高畠公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）高畠流域関連公共下水道）

３　変更の内容

設計の概要および事業施行期間の変更

４　事業施行期間

昭和48年12月10日から令和９年３月31日まで

山形県告示第174号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　区域の名称　　池黒（１）

２　土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱１号から14号までを順次結んだ線及び標柱１号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡　市	町　村	大　字	字	地　番	標柱番号
南　陽　市		池　黒	峰　岸	1651番	１号

			上　之　平	1900番	２号から４号まで
				1899番２	５号から７号まで
				1899番１	８号
				1899番４	９号
			高　　関	1613番	10号
				1612番９	11号
			峰　　岸	1633番	12号
				1644番	13号
				1648番	14号

山形県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
境－３	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

教育委員会関係

規　　則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月15日

山形県教育委員会

教育長　菅　間　裕　晃

山形県教育委員会規則第４号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年２月24日山形県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第47条の６」を「第47条の５」に改める。

第２条第１項中「保護者（親権を行う者及び未成年後見人」を「保護者等（山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年４月県教育委員会規則第３号）第43条に規定する保護者等」に、「と保護者」を「と保護者等」に改める。

第４条第１項中「第47条の６第６項」を「第47条の５第６項」に改める。

第５条第２項及び第６条第２項第１号中「保護者」を「保護者等」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１項、第５条第２項及び第６条第２項第１号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに川西町役場において令和４年７月15日まで縦覧に供する。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ひらせいホームセンター川西店

東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番１外

2　変更した事項

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名　　称	所　在　地
（仮称）ひらせいホームセンター川西店	東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番１外

（変更後）

名　　称	所　在　地
ひらせいホームセンター川西店	東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番１外

(2)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名　　称	住　　所	代表者の氏名
株式会社ひらせいホームセンター	新潟県新潟市西区小針西二丁目７番32号	清　水　泰　明

（変更後）

名　　称	住　　所	代表者の氏名
株式会社ひらせいホームセンター	新潟県新潟市西区寺尾台二丁目３番３号	清　水　泰　明

3　変更年月日

(1)　２の(1)に掲げる事項　平成29年10月５日

(2)　２の(2)に掲げる事項　平成30年３月１日

4　届出年月日

令和４年２月28日

5　その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和４年７月15日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。
なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに川西町役場において令和４年７月15日まで縦覧に供する。
令和４年３月15日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ひらせいホームセンター川西店
東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番１外
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ひらせいホームセンター　新潟県新潟市西区寺尾台二丁目３番３号
代表取締役　清水　泰明
３　変更する事項
(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
（変更前）1,889.63平方メートル
（変更後）3,448平方メートル
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
イ　荷さばき施設の位置
（変更前）縦覧に供する図面のとおり
（変更後）縦覧に供する図面のとおり
ロ　廃棄物等の保管施の位置
（変更前）縦覧に供する図面のとおり
（変更後）縦覧に供する図面のとおり
４　変更年月日
令和４年10月29日
５　届出年月日
令和４年２月28日
６　その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和４年７月15日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。
なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和４年７月15日まで縦覧に供する。
令和４年３月15日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
１　大規模小売店舗の名称及び所在地

主婦の店ＩＺＭＯ新斎店
鶴岡市東新斎町７番68号

２　変更した事項

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名　称	所　在　地
主婦の店新斎店	鶴岡市東新斎町７番68号

（変更後）

名　称	所　在　地
主婦の店ＩＺＭＯ新斎店	鶴岡市東新斎町７番68号

(2)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名　称	住　所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目６番２号	大川　一郎

（変更後）

名　称	住　所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目６番２号	大川　奈津子

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名　称	住　所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目６番２号	大川　一郎

（変更後）

名　称	住　所	代表者の氏名
株式会社主婦の店鶴岡店	鶴岡市本町一丁目６番２号	大川　奈津子
株式会社星光堂薬局	新潟県新潟市中央区本馬越二丁目８番21号	小島　徹

３　変更年月日

(1)　２の(1)に掲げる事項　令和４年３月１日

(2)　２の(2)に掲げる事項　平成21年５月28日

(3)　２の(3)に掲げる事項

イ　株式会社主婦の店鶴岡店に係るもの　平成21年５月28日

ロ　株式会社星光堂薬局に係るもの　令和４年３月１日

４　届出年月日

令和４年３月１日

５　その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和４年７月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和４年７月15日まで縦覧に供する。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

主婦の店ＩＺＭＯ新斎店

鶴岡市東新斎町７番68号

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社主婦の店鶴岡店　鶴岡市本町一丁目６番２号

代表取締役　大川　奈津子

３　変更する事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前）1,672平方メートル

（変更後）2,600平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ　駐車場の位置及び収容台数

（変更前）156台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）99台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ　駐輪場の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

ハ　荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）329平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）273平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）101立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）49立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

４　変更年月日

令和４年11月２日

５　届出年月日

令和４年３月１日

６　その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和４年７月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第３条第１項の基準面積以下とする旨の届出があった。

令和４年３月15日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ　山形市あこや町三丁目８番９号
代表取締役　古山　利昭
2　大規模小売店舗の名称及び所在地
中山ショッピングプラザ
東村山郡中山町大字長崎字新町3030番地の１外
3　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（廃止前）3,680平方メートル
（廃止後）０平方メートル
4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
令和４年２月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和４年３月15日

山形県立中央病院長　武　田　弘　明

1　落札に係る物品等の名称及び数量
手術支援ロボットシステム　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室　山形市大字青柳1800番地　電話番号023(685)2623
3　落札者を決定した日　令和４年２月28日
4　落札者の名称及び所在地
丸木医科器械株式会社山形支店　山形市蔵王松ヶ丘二丁目２番22号
5　落札金額　385,000,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
7　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
令和４年１月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和４年３月15日

山形県立こころの医療センター院長　神　田　秀　人

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立こころの医療センターネットワークシステム更新整備業務　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立こころの医療センター総務経営課　鶴岡市北茅原町13番１号　電話番号0235(64)8100
3　落札者を決定した日　令和４年１月６日
4　落札者の名称及び所在地
ＪＢＣＣ株式会社　東京都大田区蒲田五丁目37番１号
5　落札金額　45,411,300円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

7　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
令和３年11月19日

令和４年３月15日印刷　　　　発行所　山　　形　　県　　庁
令和４年３月15日発行　　　　発行人　山　　　形　　　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。